

**平成30年度第2回
奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会会議録**

開催日時	平成30年10月19日（金）午後2時00分から午後3時40分まで		
開催場所	奈良市役所中央棟5階 キャンペラの間		
出席者	委員	伊藤俊子委員、梅林聰介委員、澤井勝委員、高原俊裕委員、辻中佳奈子委員、中川幾郎委員、室雅博委員、渡邊新一委員 【計8人出席】（中川直子委員 欠席）	
	事務局	矢倉協働推進課長、南浦地域活動推進課長、畑谷地区調整主幹、今井協働推進課課長補佐、（事務局）協働推進課まちづくり推進係	
開催形態	公開（傍聴人2人）	担当課	市民活動部 協働推進課
議題 又は 案件	1 開会 2 案件 (1) 第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画実施計画に係る平成29年度事業評価に対する意見等について (2) 地域自治協議会について (3) その他 3 閉会		
決定又は取り纏め事項	1 事業評価に対する意見について、各担当課へ伝え、次回審議会で見解への回答を報告する。 2 協働事業について、責任の所在を明確にするため、委託、補助等の協働の実施手法により分類、整理する。 3 音声データの保存年限は5年とする。 4 次回の審議会は、2月頃を予定する。		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
1 開会 2 案件 (1) 第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画実施計画に係る平成29年度事業評価に対する意見等について ○事務局より、資料1～資料4に基づき説明を行った。 ・資料1は、平成30年度事業シートの中で、前回の審議会での「推進計画実施計画の実績値が、目標値を上回っている事業については、目標値を見直し変更すべきである。」との意見を受け、数値等の変更を行った事業一覧である。 ・資料2～4は、事前に委員から提出いただいた平成29年度事業評価の各事業及び実施計画全体に対する意見を整理分類して記入したものである。これらは、各事業担当課において今後の事業推進や事業見直しに活用するため、本審議会からの意見として伝達する。 ・資料2及び資料3の「回答の要否」の欄に「必要」と記している意見については、意見を			

受けて改善策等の回答を事業担当課に求める予定をしている。

・資料4の〈市民参画及び協働についての理解について〉にもあるが、本審議会においても従前から、協働に関する職員研修の必要性について意見があり、これに関しては、人事課と調整し1月に課長補佐級職員を対象に研修実施する。また、平成31年度に実施する研修の経費を予算要求している。

・協働事業の総合評価点算出方法について、協働相手の評価が得られていない場合には、行政の評価合計点数を2倍する方法で総合評価点を算出しているが、この方法について「疑問を感じる。」という意見が出ているため、意見をいただきたい。

・条例見直しについて、「見直し案の早期提出が必要である。」との意見があった。前回の審議会において議論いただき、今後の方針としては、地域自治協議会の活動の成果が見えた時点で条例改正の検討を進める、としていたところではあるが、奈良市自治連合会の意見も踏まえ最短と考えられる平成31年度の条例改正を目指して手続きを進めたいと考えている。

➤主な意見は以下の通り

・推進計画について全体として見た時、行政の取組みに対して不満が残る。市民参画及び協働によるまちづくり条例の趣旨は、参画及び協働推進条例ではなく、重点は、参画・協働によるまちづくりを進めることにあるはずである。

また、条例を周知徹底するためには、定期的に全職員に対する研修が必要である。(室委員)

・資料1のNo.24(奈良市都祁体育館の運営)、No.27(奈良市都祁福祉センターの運営)及びNo.41(奈良市総合医療検査センターの運営)については、使えば使うほど経費が下がり、市民生活に貢献するものであると考える。目標値を上げて拡充して行ってほしい。No.75(「奈良しみんだより」の英訳)については、外国人の方に奈良市に移住したいと考えてもらえるよう、さらに目標値を上げ、配置部数を増やしてほしい。(渡邊委員)

・資料4の各意見については、一つずつどう対応するか明確にしていくのか。(伊藤委員)
→具体的な方法は決定していないが、何らかの形で全庁的に、これらの意見を示し改善していく考えである。資料2及び3については、第3回会議で回答等を報告させていただく。資料4の総括意見については、具体的な方法はこれから検討していくが、第3回会議でお示しできるものがあれば良いと考える。(事務局)

・資料4の〈指定管理による協働事業について〉の意見を記載したが、この協働相手の意見は非常に適切な指摘である。指定管理者制度とあるが、委託も同じである。(澤井会長)

→指定管理者制度を導入する時には、選定委員会を設けてそれなりに評価を行い業者を決めているが、その後は行政の担当者と指定管理者の意思疎通があまりできていないように思う。定期的に行政の方から、業務内容の確認と問題点の把握を行う必要があり、定例の会合の場を設けていく必要がある。(室委員)

→民間委託では、丸投げ委託が生じかねないと思うが、その辺の問題意識はあるのか。指定管理による運営がされている施設はいくつあるのか。(澤井会長)

→即答はできない。モニタリングについては、毎年行政経営課で実施しており、HPでの公表も行っている。(事務局)

→HPに載せていても、実際にモニタリングを行っているのかわからない。足を運ばないといけない。(澤井会長)

・協働事業の種類として、①行政が責任を持つべきものであるが民間の力を借りる委託型の協働(委託型)、②民間がやっている公共性、公益性が高い事業に助成金を出すという協働(補助・助成型)、③一緒に実態調査を行うような共同研究等の協働(分担・負担型)、④後援名義、⑤共催型の5パターンを示してきたと思うが、ここでは、事業がどれに該当するのか分類されておらず、最終的な責任が行政にあるのか、折半か、民間にあるのかが見えないので、整理してほしい。指定管理は委託型、PFI(Private Finance Initiative)もどちらかと言うと委託型、市場化テストも最終的には委託型である。

指定管理に関する中間的モニタリングは、当然協働事業に関する相互評価や中間評価に関わるものであり、しかも指定管理だからこそ制度的にきちりと確立しておかないと良くないとの話があり、そこから、その他の協働事業の中間評価についても、学ぼうとしている面がある。そういうシステムを完成させていこうという話であると理解している。

ここ1・2年は、コミュニティ型住民自治組織の取組に重点を置いてきたために、NPOや市民公益活動の政策開発を怠ってきたのではないかと反省をしたはずである。この条例は、コミュニティばかりが相手ではない。この両方のバランスをとってやっていこうと話した。さらに、行政内部においても協働型の事業を実際に実践している事例をもっと抽出して、認識を深め、行政内部に対しても啓発を深めていこうと確認したはずである。その視点に立って、今回この資料を評価するという話である。事業の全貌が見えないので評価がしにくい。(中川副会長)

・特に指定管理については、工事請負契約のように任せきりになっているのではないかと感じる。相手方の意向も汲んで、より良い管理運営を行っていくという認識が不十分なのではないか。(室委員)

・協働推進課でPDCAサイクルができていないのではないか。(渡邊委員)

→現状で、完璧にできているとはお答えできない。今後、改善しながら進めて行きたい。(事務局)

→第3回審議会までの具体的な目標値を示さないといけない。(澤井会長)

・行政経営課で実施しているモニタリングの資料を参考にお配りする。(事務局)

→指定管理者評価表によるモニタリングと協働の評価には関連性はあるのか。(高原委員)

→指定管理の指針②実地調査にある内容が調査内容となっており直接的に協働の評価とは関連していないと考える。(事務局)

→委託に出している側と、協働相手として指定管理による管理運営を行っている側と、それぞれのスタンスが存在するように思うが、これらを共通していくことでより良い取組ができ

るのではないかと感じる。(高原委員)

・参画は行政のすべての分野において可能である。例外なく参画はあり得る。その中から、協働を生み出していく努力をしてほしいということを数年前に研修で説明した。その意味は、何でも民営化ではなく、市民のコミュニティ団体や市民が運営しているNPO団体に、公共的・公益的事業をシフトしていくことこそが本当の地方分権ではないかと説明した。その哲学が継続しているのかどうか、基本方針が活かされているのかどうか心配である。引き締め直しが必要である。部課長から研修をやり直す必要がある。市民公益活動に関する認識の徹底をやり遂げてから、コミュニティ支援にエネルギーチェンジしていきたいと思うが、認識が甘くなっている。指定管理者制度は、有益有力な民間の専門技術を調達することであって、安上がりにはしない。

この指定管理者評価表では、評価ができない、ミッションの整理ができていない。どんな事業をすることが評価されるのかが書かれていない。ポピュリズムになるのではないかと不安を感じる。公の施設の効用は、公益的目的の最大化であって、公益の最大化ではない。

コストダウンのための指定管理者制度は邪道であり、参画協働のための制度であるということ整理した方がよい。(中川副会長)

→行政経営課とも調整の上、今後より良いモニタリングとなるよう協議していく。研修については、まずは補佐級から始め、新人研修と共に今後も全職員に対する研修を実施していきたい。(事務局)

(2) 地域自治協議会について

○事務局より、地域自治協議会の取組状況について報告を行った。

・前回の審議会以降の決定事項としては、平成30年12月1日に、市自治連合会、市自主防災防犯協議会、地区社会福祉協議会会長会、民生児童委員協議会の共催で地域自治組織に関するセミナーを開催される予定である。

・地域自治協議会準備交付金を交付した地域では、住民アンケートや各種団体での話し合いを進められており、市としても、地域自治計画策定支援として、7月から、六条校区、佐保地区、平城西地区、大安寺西地区、二名地区でのワークショップを実施している。

➤主な意見は以下の通り

・準備交付金の交付以降、雰囲気も変わってきた。50地区中、29地区が地域自治協議会検討委員会に参加しており、過半数を超えている。4団体によるセミナー実施により機運を盛り上げていこうと考えている。立ち上げた後、どのように進んでいくのか先が見えてこないため不安がある。次年度立ち上げ資金も含めて、予算化していただくということで、色々な意見も聞いているが、立ち上げた後どうするのか、展開が見えないので不安がある。また、今は要綱で始めているが、条例による担保がないことを不安視しており、条例化の目途を立てていく必要がある。職員の中でも、地域自治協議会のような新しいまちづくりを進めない

といずれ行政も困る、という自覚を持たないといけない。

31年度には条例を出してもらいたい。一方で、地域自治協議会として実績を作っていくのは我々の責任であると考えている。(梅林委員)

・審議会も4回ぐらいは開催してもらい進捗報告してもらいたい。また、自治連合会からの情報も提供を受けることで参画していきたい。(室委員)

○事務局より、地域担当職員制度について資料5に基づき説明を行った。

・地域担当職員制度について中核市53市に対して調査を行った途中経過を報告する。集計途中ではあるが、結果を参考に本市の制度について検討を行っていきたい。

➤主な意見は以下の通り

・地域担当職員の任期についても配慮が必要であると思う。(室委員)

・地域別の類似団体で傾向が出ないものか、横軸を入れて分析すると良いのではないか。問12～14について、よく考えられているが、地域まちづくり計画を作るお世話をどこでするのかということが見えてこない。現状の分析調査、課題把握から、課題克服のための施策をどうするのかという対策と、さらに今後何に投資すべきかを導き出すまちづくり計画を作成する必要がある。まちづくり計画のない住民自治協議会は認定できない。地域担当職員は、ファシリテーターであり、コーディネーターであり、サブプロデューサーの役割を果たす必要がある。担当職員はそれだけのトレーニングを受けないといけない。行政内部のボランティアのような位置付けでは、絶対にできない。もうひとつ、グループ制の自治体も、個人で担当している自治体もあったが、**名張市**では、部長級職員3名が1人5地区を毎日見回りながら担当している。ここに来るまでには総力型の時期があったが、職員が疲弊して移行した。**豊中市**では、最初から課長補佐級3名を専任で任命している。なぜ専任型と総力型の違いが生じるのか、研究課題でありもう少し深めてほしい。直感としては、小型の自治体は総力型でやらざるを得ず始めるが、最終的にはみんなが疲弊して、専従型に移行する傾向がある。総力型でスタートしているところは認識が深まっており、また、啓発効果があることは確かである。

問10の回答で④自治会・町内会…5市とあるが、自治会・町内会を公共的に担当職員が支援するというのは、法律上疑義がある。自治会・町内会は任意の団体であり、判例上9割ほどの加入率がないと公共的団体とは見做されない。支援の対象となり得る地域は非常に限られていると思う。5市については、裏付けは取っておく必要がある。(中川副会長)

・地域担当職員をいつから置くのかは決まっているのか。調査の内容は良いし、中間報告をしてもらうことも良いが、中核市全市の回答が集まり、市としてこういう職員を置きたいがどうかと提示をもらわないと、ここで何を決めるのかが見えない。(辻中委員)

・地域担当職員に対するフォローはどのようになっているのか。奈良市には、産業医はいる

のか。精神科医か。(渡邊委員)

→産業医はいる。年に1回職員に対する調査もある。(事務局)

→地域が職員を指名するような制度を取っている自治体もある。その職員は地域と上手くいく素質がある。(梅林委員)

→先行している自治体が、方針や知恵を貯めているのだから、集約してはどうか。今の話は、神戸市コミュニティ施策推進基本方針に記載している。地域担当職員を配置するに際しては、スーパーバイザー制度を並行しなくてはならないと記されている。地区のぼらつきについても人事上考慮しなければならないとも記されている。対応が困難な地域に新人や若い職員を充ててはいけない。ある程度の経験を積んだ職員を置かなければならない。(中川副会長)

・現在23クラブある女性防災クラブが一斉に地域自治協議会に加入することになれば良いが、時期が異なる場合にどのように進めていくべきか苦慮しているところである。お金のことについても、どのような扱いをすれば良いのか、知恵をお借りしたい。(伊藤委員)

→連合会長の姿勢によって随分と違う、連合会長が無関心な場合に、地域の人がやろうとしても全く動かない地域もある。しかし、会長は交代する時期が来るし、また地域自治協議会の設立が過半数を超える状況となれば、残りの連合会地区においてもついて行かざるを得ない状況になると考えるので、心配はしていない。行政に恩恵を受けている連合会の会長ほど、反対をしており、行政依存型の連合会は遅れてくる。これは、我々としても承知してやっている。予算の配分については、市から出ているお金は手が付けられないが、地域の中で決められるものについては、地域の中で相談しながら決めると良いと思う。(梅林委員)

(3) その他

○事務局より、本審議会音声データの保存年限について委員に諮った。

・音声データの保存年限について、作成した会議録の標準的な保存年限が5年ということもあり、当課としては音声データの保存期間についても5年が妥当ではないかと考えている。

→異議なし。

・次回の審議会については、2月から3月頃の開催を予定している。(事務局)

→2月の開催を目指してほしい。(澤井会長)

・行政として審議会の位置付けを捉え直しした方が良いのではないかと。行政職員は、住民自治を活性化して団体自治にかかるコストを削減していく必要性は認識しているはずであるから、審議会を突破口として推進していくくらいの認識で良いのではないかと。(中川副会長)

・次回の審議会までに、協働の74事業について、中川副会長から提案のあった5分類に整理する作業を行ってほしい。そこから、協働の目標をもう一度立て直してもらおうと良い。(澤井会長)

・議事録の署名は、澤井会長と中川副会長にお願いしたい。(事務局)

資料	【資料1】平成30年度事業シート目標値等変更事業一覧 【資料2】市民参画事業についての審議会委員意見 【資料3】協働事業についての審議会委員意見 【資料4】審議会委員からの総括意見 【資料5】地域担当職員制度等に関する調査(途中経過・一部抜粋)
----	--